宮城県外からの出願について

宮城県立聴覚支援学校

1 資格

(1) 高等部

宮城県外の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和6年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和6年3月修了見込みの者であって、やむを得ない理由により本県の特別支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」(様式第1号)を、宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

(2) 専攻科

宮城県外の都道府県に住所を有する者で、他の都道府県の高等学校、特別支援学校高等部を卒業 した者若しくは令和6年3月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和6年 3月修了見込みの者であって、やむを得ない理由により本件の特別支援学校高等部に入学を志願し ようとする者は、出身学校長を経て「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」 (様式第1号)を、宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

(3) やむを得ない理由

やむを得ない理由として、一家転住等があります。また、本県の県立特別支援学校に就学することがやむを得ないと認められる合理的事由がある場合に出願を受理します。

2 提出書類

(1) 提出書類

- ① 「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」(様式第1号)
- ② 県外出願希望の理由を証明する書類
- ③ 返信用封筒(定型簡易書留速達郵便料金分の切手を貼付した、当該中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校長名、住所、郵便番号を明記したもの)

(2) 県外からの出願承認願受付期間

- 一次募集の場合、令和5年11月14日(火)から、令和6年2月13日(火)午前11時まで。
- 二次募集の場合、令和6年3月15日(金)から、令和6年3月18日(月)午後3時まで。

(ただし、どちらも「行政機関の休日に関する法律」に定められた日は除く。)

※ 申請は、事情の許す限り早目に行ってください。

(3)提出先

宮城県立聴覚支援学校長

〒982-0001 仙台市太白区八本松2丁目7番29号

電 話 022 (248) 0648 FAX 022 (246) 0446

3 承認書の交付

出願承認願を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないものであると認められると きは、「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支 援学校専攻科出願承認書」を、出身学校長宛に交付します。

4 出願について

宮城県立聴覚支援学校高等部または専攻科について出願の承認を受けた者は、<u>出願に際して「県</u>外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻 科出願承認書」の原本を出願書類に添えて、宮城県立聴覚支援学校長に提出してください。

上記以外の提出書類は、高等部または専攻科の募集要項の記載のとおりです。

5 教育相談について

教育相談においては、募集要項に示した内容の他、県外出願についてあわせて説明いたします。 二次募集の場合も教育相談をお勧めしておりますが、詳しくは本校までお問い合わせください。